

第2版 解説

第1版「入院人件費・光熱水費のモデルワークシート」について、厚労省からのコメントをお送りします。

- ・基本的にこれでよいように思います。
- ・細かい点ですが、光熱水費を請求する際、人件費でないので、現在の請求書・内訳書（案）の科目の「需用費」になると思います。
- ・このため、「入院にかかるかかり増し」を入院人件費と光熱水費に分けて計算できるように、エクセルファイルの右下に赤字部分を追加しています。

※ 「診療報酬分控除」を入院人件費分と光熱水費分に按分して、「入院人件費のかかり増し」と「光熱水費のかかり増し」を計算しています。